

## 大阪市食育推進キャラクター【たべやん】使用取り扱い要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、大阪市の食育推進のための、「食育推進キャラクター【たべやん】」（以下「たべやん」とする）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用目的)

第2条 第3次大阪市食育推進計画の趣旨に則って使用すること。

### (使用申請)

第3条 「たべやん」を使用しようとする者（以下「申請者」という）は、あらかじめ使用承認申請書を健康局健康づくり課長あて提出し、許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 大阪市の行政機関、官公署が使用する場合。
- (2) 大阪市が主催する会議・事業に参画する団体等が使用する場合。
- (3) 健康局健康づくり課長が広報啓発、報道などにおいて公益性があると認めるとき。

### (使用承認)

第4条 健康局健康づくり課長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、使用を承認する。

- (1) 営業活動や収益事業の目的のために利用されるとき、特定の商品や物販等の販売、頒布、特定のサービスの利用促進を図るために利用されるおそれがあるとき。
  - (2) 法令や公序良俗に反する恐れがあるとき
  - (3) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用される恐れがあるとき
  - (4) 特定の個人または団体等の売名に利用される恐れがあるとき
  - (5) 市および「たべやん」のイメージをおとしめる恐れがあるとき
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、健康づくり課長が利用を不適切と認めるとき
- 2 前項に基づき使用承認した場合、使用承認通知書により申請者に通知し、不適切と判断した場合使用承認の不可についてその理由を明記した書面により申請者に通知する。

### (使用上の遵守事項)

第5条 「たべやん」を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められたデザイン、色を正しく利用すること。使用可能なイラストはイラスト一覧（別添）のとおりとする。
- (2) 変形や加工などを加えないこと。
- (3) 許可された用途にのみ使用すること

- (4) 「たべやん」のイメージを損なう使用をしないこと
- (5) 大阪市の食育推進キャラクターである旨明記すること

(使用料)

第6条 使用料については無償とする

(使用承認の取り消し)

第7条 健康づくり課長は、「たべやん」の使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、使用取り消しの理由を明記した書面により通知する。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、取り扱いについて必要な事項は健康づくり課長が別に定める。

付則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。